DMW CORPORATION
株式会社電業社機械製作所

第83回
定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2018年6月28日（木曜日）午前10時

開催場所

株式会社 電業社機械製作所　本社会議室
（大森駅東口ビルディング10階）

決議事項

第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　監査役1名選任の件
第3号議案　補欠監査役1名選任の件
第4号議案　当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

証券コード 6365

Passion for the Next Innovation
～次なる革新への熱い思い～

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

第83回定時株主総会を6月28日に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

当社は“Passion for the Next Innovation～次なる革新への熱い思い～”のスローガンのもと、当社のブランド化を推進するために、ものづくりに対する熱い思いで次なる変化を起こし、これまで以上に魅力ある企業へ変身することを目指してまいります。

引き続き、株主の皆様のご支援とご指導を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2018年6月
株式会社電業社機械製作所
代表取締役社長
土屋忠博

Passion for the Next Innovation
～次なる革新への熱い思い～

目次

■ 第83回定時株主総会招集ご通知…… 1
■ 株主総会参考書類
議案及び参考事項…… 3
■ 添付書類
事業報告
1.企業集団の現況…… 25
2.会社の現況…… 32
連結計算書類・計算書類…… 47
監査報告…… 53
■ 電業社ネットワーク…… 57

株主各位

証券コード 6365
2018年6月8日

東京都大田区大森北1丁目5番1号
株式会社 電業社機械製作所
代表取締役社長 **土屋 忠博**

第83回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第83回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2018年6月27日（水曜日）午後5時20分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	**2018年6月28日（木曜日）午前10時**
2 場 所	東京都大田区大森北1丁目5番1号 **株式会社 電業社機械製作所 本社会議室（大森駅東口ビルディング10階）** （末尾の会場案内図をご参照ください。）
3 目的事項	**報告事項** 1. 第83期（2017年4月1日から2018年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第83期（2017年4月1日から2018年3月31日まで） 計算書類報告の件 **決議事項** 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 監査役1名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件 第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件
4 議決権行使等についてのご案内	2頁に記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。
5 インターネット開示に関する事項	本株主総会招集ご通知にて提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。 ① 連結計算書類の連結注記表 ② 計算書類の個別注記表 なお、監査役及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載しております連結注記表及び個別注記表となります。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 当日当社では、軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席下さい。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト（http://www.dmw.co.jp/）

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。（ご捺印は不要です。）

日 時　**2018年6月28日（木曜日）午前10時**

場 所　**東京都大田区大森北1丁目5番1号**
株式会社 電業社機械製作所　本社会議室
（大森駅東口ビルディング10階）

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

郵送で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限　**2018年6月27日（水曜日）午後5時20分到着分まで**

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

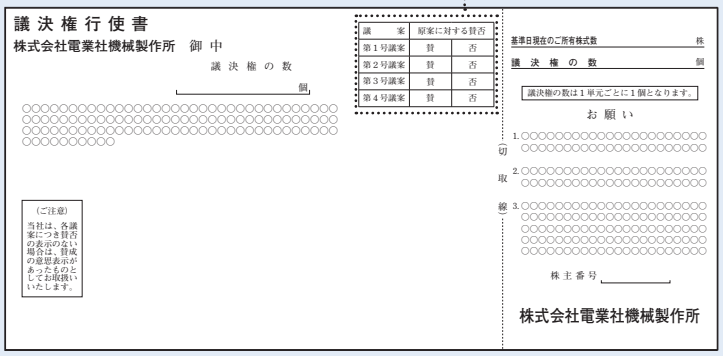

【第1～4号議案】

賛成の場合：「賛」の欄に○印

反対の場合：「否」の欄に○印

※当日ご出席の場合は、議決権行使書用紙の郵送による議決権行使のお手続きは不要です。

株主総会参考書類

第1号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、従来より株主の皆様への利益還元につきましては安定的な配当を維持していくことを基本としております。当期の期末配当につきましては、当期の業績、経営環境等を総合的に勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金 **35円** 配当総額 **154,161,140円**
剰余金の配当が効力を生じる日	2018年6月29日

（ご参考）１株当たり配当金／配当性向の推移

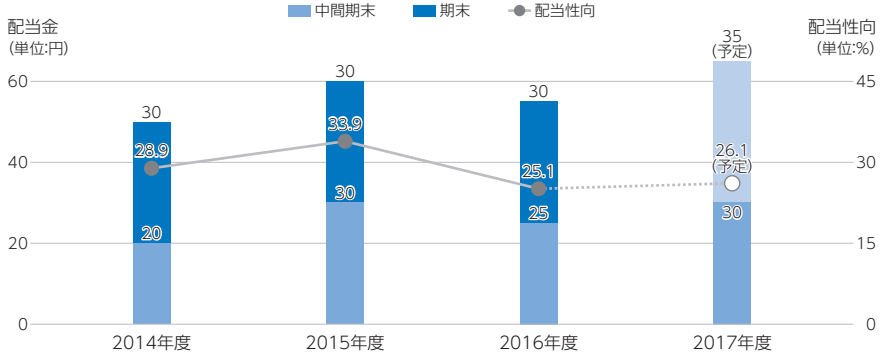

(注) 2015年度中間期末配当金の内訳　普通配当20円、記念配当10円

第2号議案　監査役1名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査役1名を増員することといたしたく、監査役1名の選任をお願いするものです。
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
 鯉沼（こいぬま）　博行（ひろゆき） （1954年6月2日生） 新任	1975年 3月　当社入社 2008年 4月　当社営業本部社会システム営業部長 2010年 5月　当社執行役員、営業本部社会システム営業部長　支店／営業所統括 2013年 4月　当社上席執行役員、営業本部社会システム営業部・支店／営業所・社会システム技術部統括兼社会システム営業部長 2017年 4月　当社上席主幹、営業本部社会システム・支店／営業所統括補佐 2017年10月　当社上席主幹、内部監査室兼営業本部社会システム営業部 2018年 4月　当社上席主幹、内部監査室 （現在に至る） **監査役候補者とした理由** 候補者は、営業部門の責任者としての任務及び内部監査部門における業務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しております。上記の経験・知識を活かし、監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、監査役候補者といたしました。	3,700株

（注）候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案　補欠監査役1名選任の件

2017年6月29日開催の第82回定時株主総会において、補欠監査役に選任されました浅田耕太氏の選任の効力は本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、浅田耕太氏の選任の効力につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て行う取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
浅田　耕太（あさだ　こうた） （1949年8月26日生）	1972年 4月　中部電力株式会社入社 1999年 7月　同社火力センター渥美火力発電所長 2001年 7月　同社支配人 火力センター川越火力発電所長 2003年 7月　同社支配人 火力センター所長 2005年 6月　同社監査役 2009年 6月　同社監査役退任 2009年 6月　株式会社トーエネック常任監査役 2015年 6月　同社常任監査役辞任 2016年 6月　当社補欠監査役 （現在に至る） **補欠の社外監査役候補者とした理由** 候補者は電力会社等において業務執行部門の責任者及び監査役を歴任し、企業経営全般にかかわる豊富な経験を有しておられることから、監査役に就任された場合、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。	－株

（注）1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 浅田耕太氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 浅田耕太氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。

第4号議案　当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、2015年６月26日開催の当社定時株主総会において、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「本プラン」といいます。）につき、株主の皆様のご承認をいただきました。

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時までであることから、当社は、その在り方について検討を行ってまいりました。

その結果、企業買収を取巻く環境及びその防衛に関する解決方法等について、導入当時と比較して大きな変化が無いと判断されることから、本プランを継続することが当社の企業価値及び株主共同の利益に資すると判断いたしました。これを受け、2018年５月15日開催の当社取締役会において、取締役全員（社外取締役２名含む。）の賛成により、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、本プランを一部変更して継続することを決議いたしました。

本プランの主な変更点は、以下の通りであります。

① 対抗措置の内容を新株予約権の無償割当てに限定
（本プラン第４項（２）「本プランにおける対抗措置の具体的内容」ご参照）

② 非適格者（新株予約権を行使することができない者）が所有する新株予約権を取得する場合、その対価として金銭等の交付は行わない旨を明記
（本プラン別紙３「新株予約権無償割当ての概要」第８項「当社による本新株予約権の取得」ご参照）

③ その他、形式的な文言の修正等の所要の修正

つきましては、本プランの継続について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

記

1．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式等の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式等の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式等の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な時間や情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式等の大規模買付提案者との交渉を行う必要があると考えています。

2．基本方針の実現に資する取組み

（1）企業価値向上への取組み

当社グループはポンプ、送風機、海水淡水化用エネルギー回収装置、バルブ、環境装置機器及びこれらに付随する電気計装・電気通信制御システムの製造、販売及び据付工事を主たる事業とする風水力機械メーカーとして、「物作りの技術を中心とした企業活動」を行うことで、企業価値の向上に取り組んでおります。

当社グループの企業価値の源泉は、1910年の創業時から継承されてきた「物作りの技術」であり、経営理念のコアコンセプトである「技術創生」のもと、技術・技能の維持及びその向上を志向する人と組織の力です。

当社は、こうした企業価値の源泉の力を最大限に活用し、当社グループの企業価値向上を実現するための直近の事業計画として、「New DMW 中期経営計画2019」を策定しています。“Passion for the Next Innovation ～次なる革新への熱い思い～”の新スローガンのもと、当社のブランド化を推進するために、ものづくりに対する熱い思いで次なる変化を起こし、これまで以上に魅力のある企業へ変身することを目指します。

中期経営計画の達成ビジョンと取り組むテーマは以下の通りです。

〈中期経営計画による達成ビジョン〉

① DMW独自の技術、特有の事業モデルの次なる進化
② 受注生産体制の継続とマネージメント力UP、その根幹をなす人づくり・ものづくり・顧客づくり
③ 風水力機械にさらなる磨きをかけ“世界で輝く企業へ”

〈中期経営計画のテーマ〉

① 海水淡水化ビジネスの確立
　公共インフラ、電力、GAS＆OILに次ぐ第４の市場で安定した受注と生産体制の確立
② ビルド＆スクラップ（組織、製品の充実）
　社会の変化に即した営業・生産拠点および競争力ある製品づくり
③ 次世代に向けた新たな商品開発
　変化する環境とニーズへの対応
④ 働き方改革
　ワーク・ライフ・バランス、ダイバーシティの推進
　ムダを省き仕事を効率化し、時間あたりの生産性UP

また、「New DMW 中期経営計画2019」期間及びそれ以降につきましても引続き時々の経営課題に対処し、企業価値の向上に努めてまいります。

当社としては、このような企業価値向上への取組みが株主共同利益の向上に繋がり、さらには株主の皆様をはじめとするあらゆるステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させるものと確信しております。

(2) コーポレート・ガバナンスについて

当社は、株主の皆様をはじめとするステークホルダーとの信頼関係の維持・発展のためには経営の透明性の確保及び有効な業務執行監視体制の構築が必要であると認識し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

具体的には、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、2007年４月に執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能と監督機能の強化を図り、役割と責任を明確化することで、経営の透明性の確保と業務執行監視体制の構築に取り組んでまいりました。執行役員制度導入と同時に取締役の人数を削減し、意思決定の迅速化にも取り組んでおります。

また、取締役会を構成する取締役６名のうち２名を独立性のある社外取締役とすることで、経営の透明性や取締役会の監督機能のさらなる向上を図っております。

取締役の指名や報酬については、社内及び社外取締役で構成する指名委員会及び報酬委員会を設置し、客観性、公正性を高めております。

当社は、今後もより一層の経営の透明化とコーポレート・ガバナンスの向上を図り、お客様や株主の皆様はもとより、社会全体から高い信頼を得るよう努めてまいります。

3．本プラン導入の目的

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを導入することといたしました。

本プランは、以下の通り、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては対抗措置の発動にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、一定の場合に、株主意思の確認手続きとして株主総会を実施するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

また、2018年３月31日現在における当社大株主の状況は、別紙１「当社の大株主の株式保有状況」の通りです。なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

4．本プランの内容

(1) 本プランに係る手続き

① 対象となる大規模買付け等

本プランは以下の(ⅰ)又は(ⅱ)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付け等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付け等を行い、又は行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

（ⅰ）当社が発行者である株式等[1]について、保有者[2]の株式等保有割合[3]が20%以上となる買付け

（ⅱ）当社が発行者である株式等[4]について、公開買付け[5]に係る株式等の株式等所有割合[6]及びその特別関係者[7]の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

---

1 金融商品取引法第27条の23第１項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

2 金融商品取引法第27条の23第１項に規定される保有者をいい、同条第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。

3 金融商品取引法第27条の23第４項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

4 金融商品取引法第27条の２第１項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下（ⅱ）において同じとします。

5 金融商品取引法第27条の２第６項に定義されます。以下同じとします。

6 金融商品取引法第27条の２第８項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

7 金融商品取引法第27条の２第７項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。以下同じとします。

② 意向表明書の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付け等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付け等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

（ⅰ）買付者等の概要

（イ）氏名又は名称及び住所又は所在地

（ロ）代表者の役職及び氏名

（ハ）会社等の目的及び事業の内容

（ニ）大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要

（ホ）国内連絡先

（ヘ）設立準拠法

（ⅱ）買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び、意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

（ⅲ）買付者等が提案する大規模買付け等の概要（買付者等が大規模買付け等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付け等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付け等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等[8]その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

---

8 金融商品取引法第27条の26第１項、金融商品取引法施行令第14条の８の２第１項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。

③　本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付け等に対する株主及び投資家の皆様のご判断、並びに、当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を、日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日[9]（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②(ⅰ)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、情報リストに従い買付者等から提供された情報では、大規模買付け等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付け等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

(ⅰ) 買付者等及びそのグループ（共同保有者[10]、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）

(ⅱ) 大規模買付け等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付け等の対価の種類及び金額、大規模買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付け等を行った後における株式等所有割合、大規模買付け等の方法の適法性を含みます。）

9　営業日とは、行政機関の休日に関する法律第１条第１項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

10　金融商品取引法第27条の23第５項に定義される共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

（ⅲ）大規模買付け等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）

（ⅳ）大規模買付け等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）

（ⅴ）大規模買付け等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要

（ⅵ）買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

（ⅶ）買付者等が大規模買付け等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容

（ⅷ）大規模買付け等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

（ⅸ）大規模買付け等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

（ⅹ）当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付け等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④　取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付け等の評価の難易度等に応じて、以下の(ⅰ)又は(ⅱ)の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

(ⅰ) 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間

(ⅱ) その他の大規模買付け等の場合には最大90日間

ただし、上記(ⅰ)(ⅱ)いずれにおいても、取締役会評価期間は、取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとします。その場合は、延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知するとともに株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付け等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付け等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付け等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤　取締役会の決議

当社取締役会は、上記④の検討等の後、以下の手続きに従い、対抗措置の発動の是非について決議を行うものとします。

(ⅰ) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合

当社取締役会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合には、対抗措置の発動の決議を行うことができるものとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動の決議に先立ち、株主の皆様の意思を確認することが適切と判断する場合、下記⑥に定める手続きを行うものとします。この場合、当社取締役会は、下記⑥に定める株主総会の決定に従って、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

（ⅱ）買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合

（イ）買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合

当社取締役会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合であっても、当該大規模買付け等が専ら買付者等の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められ、対抗措置の発動が相当であると思われる場合には、対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の皆様の意思を確認するために下記⑥に定める手続きを行うものとします。

この場合、当社取締役会は、下記⑥に定める株主総会の決定に従って、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

なお、別紙２に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付け等は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合に該当するものと考えられます。

（ロ）買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものではないと認められる場合

当社取締役会は、買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものではないと認められる場合には、対抗措置の不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑥　株主意思の確認

当社取締役会は、上記⑤（ⅱ）（イ）に該当する場合、及び、上記⑤（ⅰ）に該当しかつ当社取締役会が必要と認める場合、対抗措置の発動の是非に関し株主の皆様の意思を確認するために、株主総会に対抗措置の発動の是非に関する議案を付議するものとします。

この場合、当社取締役会は、実務上可能な限り速やかに株主総会を開催します。また、対抗措置の発動の是非に関する株主総会の決議の概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑦　対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑤の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(ⅰ)買付者等が大規模買付け等を中止した場合又は(ⅱ)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑧　大規模買付け等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし、当社取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付け等を開始することはできないものとします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑤に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙３「新株予約権無償割当ての概要」に記載の通りといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載の通り、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付け等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、2021年６月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

５．本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記３．に記載の通り、当社株式等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するため、又は当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、当社取締役会が、株主の皆様のために買付者等との交渉の機会を確保することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されているものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく大規模買付け等を行おうとする場合であって、かつ、当社取締役会の決議だけで対抗措置の発動を決議する場合を除き、買付者等による大規模買付け等に対する対抗措置の発動について株主の皆様の意思を直接確認するものです。

また、本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に継続するものです。上記４．(3)に記載した通り、本定時株主総会において承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、当該決議に従い変更又は廃止されることになります。従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様の意思が十分反映される仕組みとなっています。

(4) 合理的かつ客観的発動要件の設定

本プランは、上記４．(1)に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(5) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記４．(3)に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

６．株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式１株につき本新株予約権３個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式１株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、株主の皆様が保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記４．(1)⑦に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式１株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式１株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(2) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

当該新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、当社が買付者等以外の株主の皆様より新株予約権を取得して、当社株式を交付する手続きをとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく新株予約権と当社株式との引換えとなり、この場合においても手続きは不要です。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

以　上

別紙１

当社の大株主の株式保有状況

（2018年３月31日現在）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社GM INVESTMENTS	506	11.51
電業社取引先持株会	219	4.97
三井住友海上火災保険株式会社	202	4.60
明治安田生命保険相互会社	175	3.99
株式会社鶴見製作所	130	2.96
株式会社明電舎	127	2.89
一般財団法人生産技術研究奨励会	120	2.72
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	104	2.37
水道機工株式会社	70	1.60
日本生命保険相互会社	62	1.41

（注）１．持株比率は発行済株式の総数から自己株式（372,296株）を控除して計算しております。
２．株式の状況（2018年３月31日現在）
① 発行可能株式総数 19,107,600株
② 発行済株式の総数 4,776,900株
③ 株主数 3,449名

以　上

別紙２

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1．買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2．当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っていると判断される場合
3．当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っていると判断される場合
4．当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高価売抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っていると判断される場合
5．買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要する虞があると判断される場合

以　上

別紙３

新株予約権無償割当ての概要

１．本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）の３倍の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

２．割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）１株につき３個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

３．本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

４．本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、１株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

５．本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式１株当たりの金額は１円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

６．本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7．本新株予約権の行使条件

（1）特定大量保有者[11]、（2）特定大量保有者の共同保有者、（3）特定大量買付者[12]、（4）特定大量買付者の特別関係者、若しくは（5）これら（1）から（4）までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、（6）これら（1）から（5）までに該当する者の関連者[13]（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

---

11 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20％以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

12 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の２第１項に規定される株券等を意味するものとします。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の２第１項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準じるものとして金融商品取引法施行令第７条第１項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20％以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

13 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第３条第３項に定義される場合をいいます。）をいいます。

8．当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権１個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。ただし、非適格者が所有する本新株予約権を取得する場合、その対価として金銭等の交付は行わないこととします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9．対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10．本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以　上

（ご参考）

本プランの手続きに関する流れ

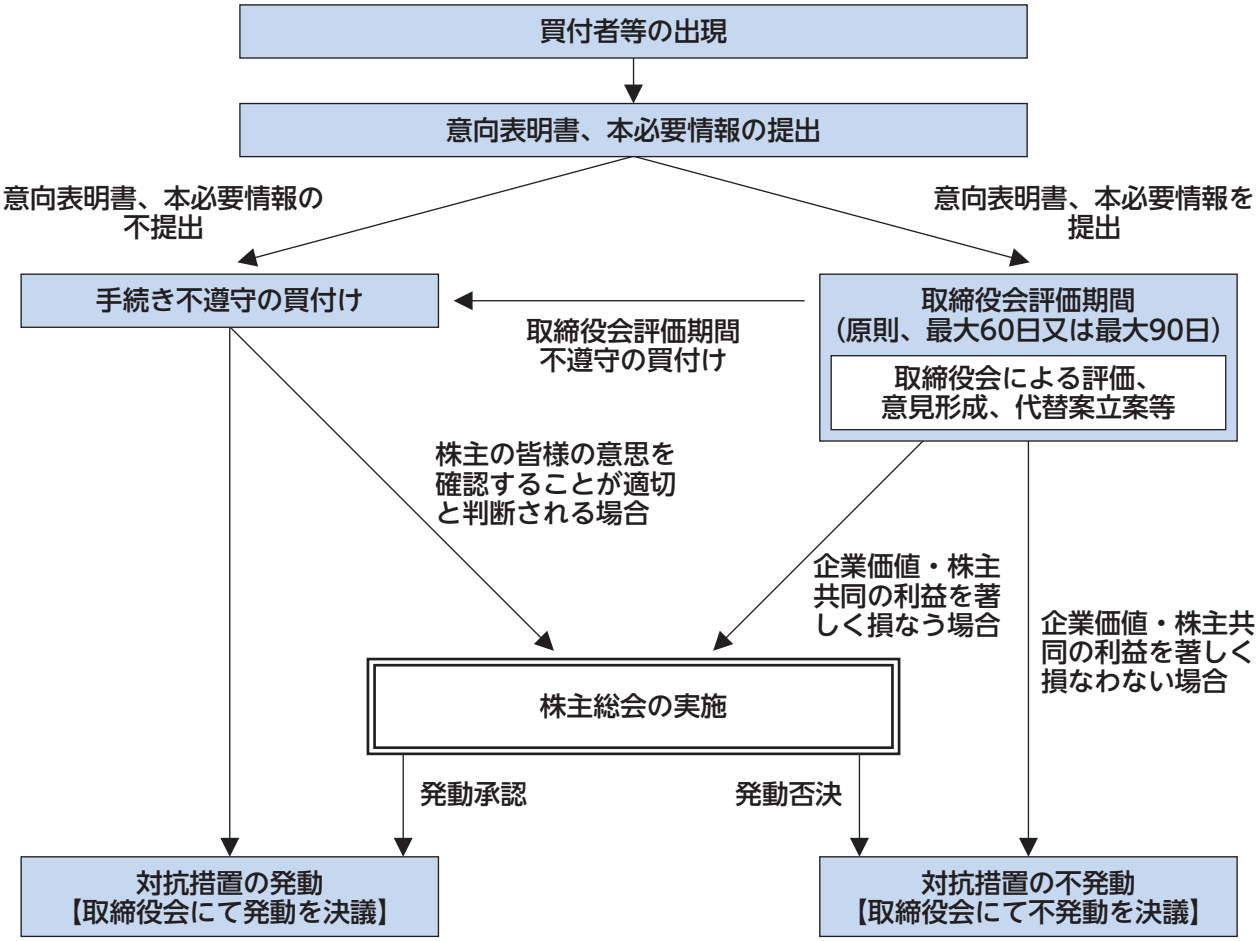

本図は本プランの概要をわかりやすく表示したものです。具体的なプラン内容は本文をご参照下さい。

以　上

（添付書類）

事業報告（2017年4月1日から2018年3月31日まで）

1 企業集団の現況

1. 当連結会計年度の事業の状況

（1）事業の経過及び成果

① 受注状況

当連結会計年度の海外経済は、米国においては景気の着実な回復が継続しました。欧州においても景気が引き続き堅調に推移したことに加え、中国においても景気が安定的に推移したことから、全体として景気の緩やかな回復が続きました。日本経済においても、海外経済の回復を背景に企業収益が改善するとともに、設備投資の増加が見られるなど、景気の緩やかな回復が継続しました。

当社グループが属する風水力機械業界に関しては、前連結会計年度に比べて受注に持ち直しの動きが見られました。

このような環境下で、当社グループは積極的な営業活動を展開した結果、当連結会計年度の受注額は、主に官需部門が持ち直したことから、前連結会計年度比122.6％の184億33百万円となりました。

部門別受注高

部門区分	2016年度（第82期）		2017年度（第83期）（当連結会計年度）	
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
官需部門	9,800	65.2	12,345	67.0
国内民需部門	3,508	23.3	4,019	21.8
海外部門	1,725	11.5	2,068	11.2
合計	15,034	100.0	18,433	100.0

② 損益状況

売上高については、前連結会計年度比94.9%の173億36百万円を計上しました。

利益面については、利益率の良い案件に恵まれたことなどから、営業利益は前連結会計年度比113.0%の15億7百万円、経常利益は同114.8%の16億45百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は同113.6%の10億98百万円といずれも増加しました。

期末受注残高は前連結会計年度比108.1%の145億79百万円となっております。

部門別売上高

部門区分	2016年度（第82期）		2017年度（第83期）（当連結会計年度）	
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
官需部門	11,818	64.6	12,093	69.8
国内民需部門	3,136	17.2	3,249	18.7
海外部門	3,320	18.2	1,994	11.5
合計	18,275	100.0	17,336	100.0

(2) 設備投資の状況

設備投資の総額は６億41百万円であり、主なものは三島事業所工場機械設備改修１億98百万円、DMWインド社プネ工場建物１億62百万円及び同工場機械設備１億27百万円です。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

2. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分		2014年度（第80期）	2015年度（第81期）	2016年度（第82期）	2017年度（第83期）（当連結会計年度）
受注高	（百万円）	17,960	21,557	15,034	18,433
売上高	（百万円）	17,814	18,089	18,275	17,336
営業利益	（百万円）	1,165	1,075	1,334	1,507
経常利益	（百万円）	1,254	1,223	1,433	1,645
親会社株主に帰属する当期純利益	（百万円）	761	780	966	1,098
1株当たり当期純利益	（円）	172.85	177.24	219.45	249.38
総資産	（百万円）	24,549	23,811	25,086	26,224
純資産	（百万円）	16,412	16,288	17,093	18,042
1株当たり純資産額	（円）	3,726.07	3,698.06	3,880.71	4,096.39

（注）1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式を控除した株式数）により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

受注高（単位：百万円）

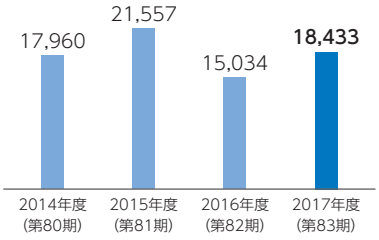

売上高（単位：百万円）

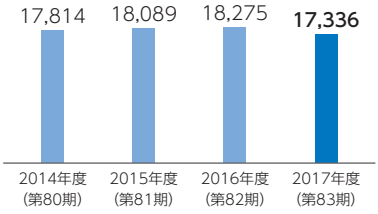

経常利益（単位：百万円）

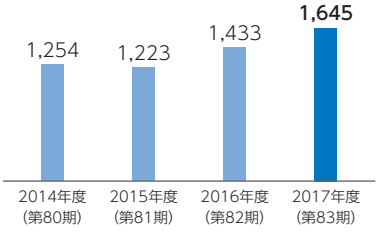

親会社株主に帰属する当期純利益（単位：百万円）

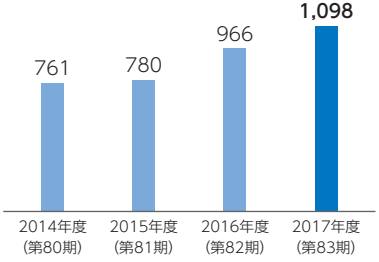

1株当たり当期純利益（単位：円）

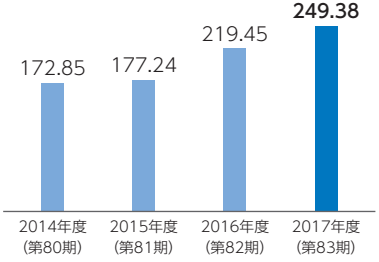

1株当たり純資産額（単位：円）

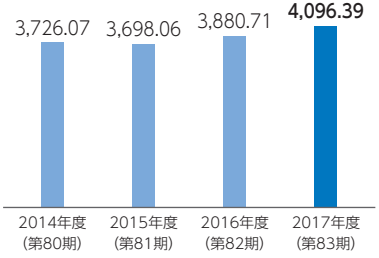

3. 重要な親会社及び子会社の状況

（1）親会社の状況

該当事項はありません。

（2）重要な子会社の状況

会社名	本社所在地	資本金	議決権比率（%）	主要な事業内容
電業社工事株式会社	静岡県三島市	20百万円	100.0	風水力機器等の設備工事・電気工事並びにこれら設備管理・点検調査・修理業務
株式会社エコアドバンス	静岡県三島市	30百万円	100.0	排水・堆肥化処理装置、しゅんせつ工事に関する装置など環境機器の製造、販売
DMWインド社（DMW CORPORATION India Private Limited）	インドムンバイ	255百万ルピー	100.0	小型APIポンプ、API高圧ポンプ及び海水淡水化用高圧ポンプの製造、販売並びに当社の営業支援、購入調達支援

（注）DMWインド社の議決権比率は、当社保有割合（99.98%）及び子会社が有する間接保有割合（0.02%）の合計を記載しております。

4. 対処すべき課題

（1）中長期的な経営指標と経営戦略

当社グループは2017年度から2019年度までの3年間に取り組む「New DMW 中期経営計画2019」を推進中です。“Passion for the Next Innovation ～次なる革新への熱い思い～”のスローガンのもと、当社のブランド化を推進するために、ものづくりに対する熱い思いで次なる変化を起こし、これまで以上に魅力のある企業へ変身することを目指します。

New DMW 中期経営計画2019

Passion for the Next Innovation

～次なる革新への熱い思い～

中期経営計画の達成ビジョン、取り組む重点テーマは以下の通りです。

▶▶達成ビジョン

❶ DMW 独自の技術、特有の事業モデルの次なる進化
❷ 受注生産体制の継続とマネージメント力 UP、その根幹をなす人づくり・ものづくり・顧客づくり
❸ 風水力機械にさらなる磨きをかけ“世界で輝く企業へ”

▶▶重点テーマ

1 海水淡水化ビジネスの確立
公共インフラ、電力、GAS&OILに次ぐ第4の市場で安定した受注と生産体制の確立（受注目標 20億円/3年間）

2 ビルド＆スクラップ（組織、製品の充実）
社会の変化に即した営業・生産拠点および競争力ある製品づくり

3 次世代に向けた新たな商品開発
変化する環境とニーズへの対応

4 働き方改革
ワーク・ライフ・バランス、ダイバーシティの推進
ムダを省き仕事を効率化し、時間あたりの生産性UP

▶▶数値目標

	受注高	営業利益	営業利益率	ROE
2019年度 連結経営数値目標	220億円	14億円	7%	6%

（2）2018年度の対処すべき課題と施策

国内官需向けの営業については、大型案件の受注に注力していきます。そのため、代理店との連携を含めた販売網を強化し案件情報の収集・分析力を高め、技術力を活かした提案営業を展開します。海外向けの営業においては、海外営業拠点を中心に、主にGAS＆OIL市場での受注拡大を目指すとともに、海水淡水化ビジネスへの積極的な営業展開を図ります。また、操業を開始したインド工場の安定稼動を目指していきます。

5. 主要な事業内容 （2018年3月31日現在）

主要な事業内容は、風水力機械、海水淡水化用エネルギー回収装置、廃水処理装置・廃棄物処理装置、配電盤・電気計装制御装置・電気通信制御装置等の製造・販売、据付工事及びこれらに附帯する業務です。

6. 主要な事業所及び工場 （2018年3月31日現在）

（1）当社

本社	東京都大田区大森北1丁目5番1号
支店	大阪（大阪市）、名古屋（名古屋市）、九州（福岡市）、東北（仙台市）、中国（広島市）、静岡（三島市）、関東（さいたま市）、北海道（札幌市）、四国（高松市）
営業所	横浜（横浜市）、沖縄（那覇市）
事務所	新潟（新潟市）、山口（宇部市）、熊本（熊本市）、徳島（徳島市）
工場	三島（三島市）
海外拠点	アブダビ（アラブ首長国連邦）、シンガポール、大連（中国）、ヒューストン（アメリカ）

（2）主要な子会社

電業社工事株式会社	本社（三島市）
株式会社エコアドバンス	本社（三島市）
DMWインド社	本社（インド ムンバイ）、工場（インド プネ）

7. 使用人の状況 (2018年3月31日現在)

(1) 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
478名	2名減

(注) この他に契約社員83名、パートタイマー37名が在籍しております。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
450名	3名減	40歳3か月	17年8か月

(注) この他に契約社員79名、パートタイマー35名が在籍しております。

8. 主要な借入先の状況 (2018年3月31日現在)

借入金はありません。

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当連結会計年度においては、その他企業集団の現況に関する重要な事項は生じておりません。

2 会社の現況

1. 株式の状況 （2018年3月31日現在）

（1）発行可能株式総数 19,107,600株

（2）発行済株式の総数 4,776,900株

（3）株主数 3,449名

（4）大株主

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社GM INVESTMENTS	506	11.51
電業社取引先持株会	219	4.97
三井住友海上火災保険株式会社	202	4.60
明治安田生命保険相互会社	175	3.99
株式会社鶴見製作所	130	2.96
株式会社明電舎	127	2.89
一般財団法人生産技術研究奨励会	120	2.72
株式会社三菱東京UFJ銀行	104	2.37
水道機工株式会社	70	1.60
日本生命保険相互会社	62	1.41

（注）1. 当社は、自己株式（372千株）を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。

株主構成

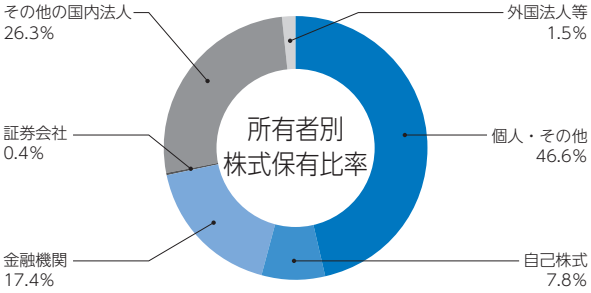

株主数の推移

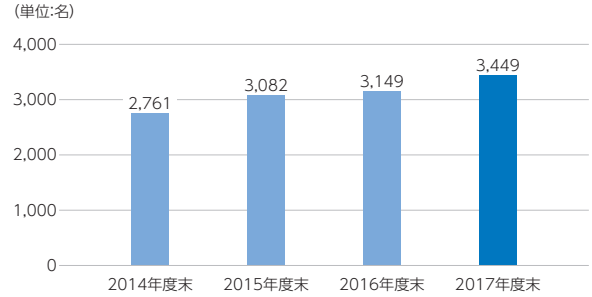

2. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員の状況

（1）取締役及び監査役の状況（2018年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	土　屋　忠　博	最高執行役員社長
取締役	彦　坂　典　男	常務執行役員 営業本部長
取締役	村　林　秀　晃	常務執行役員 生産本部長
取締役	稲　垣　　晃	上席執行役員 管理本部長　兼　経営戦略室長 関連会社統括
社外取締役	杉　山　博　司	
社外取締役	上　地　崇　夫	
常勤監査役	塩　崎　　孝	
社外監査役	住　田　知　正	
社外監査役	多　田　　修	ジェイレックス・コーポレーション株式会社 取締役（監査等委員）

（注）1. 取締役杉山博司、上地崇夫の両氏は、社外取締役です。
2. 監査役住田知正、多田　修の両氏は、社外監査役です。
3. 監査役多田　修氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりです。
2017年6月29日開催の第82回定時株主総会終結の時をもって、取締役浅見幸男、杉谷恒也の両氏は任期満了により退任いたしました。
2017年6月29日開催の第82回定時株主総会において、稲垣　晃氏は取締役に選任され就任いたしました。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	人数（名）	報酬等の額（百万円）
取締役（うち社外取締役）	8（2）	148（10）
監査役（うち社外監査役）	3（2）	21（10）
合　計	11（4）	169（21）

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、2010年6月28日開催の第75回定時株主総会において、年額190百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第72回定時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の人数には、2017年6月29日開催の第82回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

② 他の法人等の社外役員等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役多田　修氏は、ジェイレックス・コーポレーション株式会社 取締役（監査等委員）です。
当社と当該他の法人との関係で記載すべき該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分・氏名	出席回数／開催回数	主な活動状況
取締役 杉 山 博 司	取締役会 19回／19回	他社での企業経営全般にかかわる豊富な経験と高い見識を活かし、当社グループの事業運営・経営戦略に関する意見・提言等、取締役会の適切な意思決定に資する発言を適宜行っております。また、2017年7月から指名委員会、報酬委員会の委員を務めております。
取締役 上 地 崇 夫	取締役会 19回／19回	他社における海外部門の営業、事業の開発等を統括した豊富な経験と高い見識を活かし、主に海外営業展開における戦略や課題に関する意見・提言等、取締役会の適切な意思決定に資する発言を適宜行っております。
監査役 住 田 知 正	取締役会 19回／19回 監査役会 19回／19回	金融機関における豊富な業務経験や他社の社外監査役として得た見識等を活かし、取締役会の適切な意思決定に資する発言を適宜行っております。また、監査役会においては、監査業務全般に資する発言を適宜行っております。
監査役 多 田　修	取締役会 19回／19回 監査役会 19回／19回	公認会計士としての専門的見地から、主に財務・会計に関して取締役会の適切な意思決定に資する発言を適宜行っております。また、監査役会においては、監査業務全般に資する発言を適宜行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称　　新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

① 会計監査人の選任又は再任

当社監査役会は、会計監査人を選任する場合は、その適格性等を確認の上、株主総会に提出される会計監査人の選任に関する議案の内容を決議します。会計監査人を再任する場合は、その適格性の他、監査計画や監査実施状況の相当性等を確認の上、解任又は不再任の必要がない旨を決議します。

② 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社監査役会は、会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来たす事態が生じた場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決議します。

5. 業務の適正を確保するための体制

（1）業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制として、取締役会において以下のとおり決議しています。

① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（ア）当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、「電業社グループ行動指針」を定め、それを当社グループ全役職員に周知徹底させる。
なお、「電業社グループ行動指針」に「市民社会の秩序や安全に脅威を与える全ての反社会的勢力とは一切関係をもたない。」と定め、反社会的勢力に対しては組織的に対応する。

（イ）コンプライアンス担当取締役を置き、コンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会は、定期的にコンプライアンス・マネジメント・プログラム（CMP）を策定し、それを実施する。

（ウ）当社グループの取締役及び使用人に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うことにより、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告等、取締役の職務の執行に係る情報を適切に記録し、「取締役の業務に係わる保存文書管理規程」に従い、確実に保存及び管理する。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（ア）当社グループにおける損失の危険を適切に管理するため、リスクの類型に応じ部門・委員会等が所掌に応じて対処し、コンプライアンス委員会が全社の指導・統制を行う。

（イ）損失の危険が顕在化し、経営危機が発生した場合には、「危機対処規程」に従い迅速かつ適切に対処する。

（ウ）損失の危険の管理に関する規程、もしくはその体制にかかる社内規程・運用等を定期的に見直し、整備する。

④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（ア）執行役員制度導入（当社）、取締役員数の絞り込みにより、取締役会の意思決定機能と監督機能の強化を図る。

（イ）当社グループの中期経営計画及び年次計画を定め、当社グループとして達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに業績目標を明確化する。
（ウ）業績目標の進捗は当社取締役会等にてフォローアップを行う。

⑤ 当社子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社管理規程に基づき、子会社の重要事項については当社への報告を義務付ける。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、適宜、必要な人員を配置する。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人を置いた場合は、当該使用人にかかる人事異動、考課、懲戒等に関しては、事前に監査役会に通知し同意を得るものとする。

⑧ 監査役の⑥の使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

監査役を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に従って、監査役監査に必要な適法範囲の調査・情報収集を行う権限を有する。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

（ア）取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与えるような事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査役に報告する。
（イ）社内通報ラインを整備するとともに、前項の報告のため、監査役への通報ラインも整備する。
（ウ）各部門を統括する取締役は監査役会に、定期的又は不定期的に担当する部門のコンプライアンス・リスク管理体制及びその状況について報告する。

⑩ 子会社の取締役等、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

（ア）子会社の取締役、監査役及び使用人は、会社に重大な損失を与えるような事項が発生しまたは発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査役に報告する。

（イ）社内通報ラインを整備するとともに、前項の報告のため、監査役への通報ラインも整備する。

（ウ）子会社を統括する取締役は監査役会に、定期的又は不定期的に子会社のコンプライアンス・リスク管理体制及びその状況について報告する。

⑪ 監査役へ報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役又は使用人が監査役に当該報告を行ったことを理由として、当該取締役又は使用人に対して不利益な取扱いを受けないこととし、「電業社グループ行動指針」にその旨明記する。また、当該報告した者への取扱状況は監査役の求めに応じ適宜報告する。

⑫ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、会社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを会社が証明した場合を除き、速やかに対応する。

⑬ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（ア）取締役及び使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

（イ）代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

⑭ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針書」に基づき業務を運用する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

運用状況の概要は、以下のとおりです。

① 当社グループの取締役等の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

電業社グループ行動指針の内容を全役職員に周知徹底しており、同指針に基づく各部門のコンプライアンスへの取組みを内部監査室がフォローしています。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

取締役会議事録等の文書は、取締役の業務に係わる保存文書管理規程に基づき、保存及び管理しています。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

リスク管理規程に基づき、各責任部門・委員会等がそれぞれ所掌するリスクを管理し、その管理状況を内部監査室がフォローしています。また、経営危機が発生した場合には危機対処規程に従い対処することとしています。

④ 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制について

取締役会の決定に基づく職務執行を効率的に行うことを目的として執行役員制度を導入しており、これにより取締役会の意思決定機能と監督機能の強化を図っています。また、達成すべき業績目標の進捗は、取締役会及び執行役員会等でフォローしています。

⑤ 当社子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制について

子会社の重要事項は子会社管理規程に基づき、当社へ随時報告されています。

⑥ 監査役監査体制の充実について

(ア) 監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合に備えて、適宜、必要な人員の配置等を行う体制を整えています。

(イ) 当社グループに重大な損失を与えるような事項や当社グループの取締役等による不正な行為等については、取締役及び業務執行部門への監査役監査等でモニタリングされています。

(ウ) 社内通報ラインには、常勤監査役直通の監査役ラインも設けています。また、同ラインの利用については匿名を認め、秘密を保持し、通報・相談者が不利益を被ることのないよう配慮しています。

（エ）監査役が業務のために支払った費用については速やかに処理しています。
（オ）監査役と代表取締役は定期的な意見交換会を開催し、意思疎通を図っています。

⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制について

財務報告に係る内部統制に関する基本方針書に基づき、Ｊ－ＳＯＸ担当チームが財務報告に係る内部統制の構築及び評価を行い、その評価結果を代表取締役及び監査役に報告しています。当該報告に基づき、内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査を受け、取締役会の承認を得て金融庁に提出します。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式等の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式等の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式等の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な時間や情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式等の大規模買付提案者との交渉を行う必要があると考えています。

(2) 基本方針の実現に資する取組みの概要

当社は、当社グループの企業価値向上を実現するための直近の中期経営計画を実施し、推進しております。

また、当該中期経営計画期間及びそれ以降につきましても引続き時々の経営課題に対処し、コーポレート・ガバナンスの強化にも取り組み、企業価値の向上に努めてまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2015年6月26日開催の第80回定時株主総会において「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）の継続について、株主の皆様の承認を受けております。

本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

本プランの概要は以下のとおりです。なお、本プランの全文は、当社ウェブサイト（http://www.dmw.co.jp/）に掲載しております。

① 対象となる大規模買付け等

本プランは以下の（ア）又は（イ）に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付け等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付け等を行い、又は行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

（ア）当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20％以上となる買付け

（イ）当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20％以上となる公開買付け

② 意向表明書の当社への事前提出

買付者等に対し当該買付者等が大規模買付け等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）の提出を求めます。

③ 本必要情報の提供

上記②の意向表明書の提出があった場合には、買付者等に対し、大規模買付け等に対する株主及び投資家の皆様のご判断、並びに、当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）の日本語での提供を求めます。

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付け等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付け等の評価の難易度等に応じて、以下の（ア）又は（イ）の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

（ア）対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間

（イ）その他の大規模買付け等の場合には最大90日間

ただし、上記（ア）（イ）いずれにおいても、取締役会評価期間は、取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとします。その場合は、延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体

的理由を買付者等に通知するとともに株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示します。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付け等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤　取締役会の決議

当社取締役会は、上記④の検討等の後、以下の手続きに従い、対抗措置の発動の是非について決議を行うものとします。

（ア）買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合

当社取締役会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合には、対抗措置の発動の決議を行うことができるものとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動の決議に先立ち、株主の皆様の意思を確認することが適切と判断する場合、下記⑥に定める手続きを行うものとします。この場合、当社取締役会は、下記⑥に定める株主総会の決定に従って、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

（イ）買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合

a. 買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合

当社取締役会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合であっても、当該大規模買付け等が専ら買付者等の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められ、対抗措置の発動が相当であると思われる場合には、対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の皆様の意思を確認するために下記⑥に定める手続きを行うものとします。この場合、当社取締役会は、下記⑥に定める株主総会の決定に従って、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

b. 買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものではないと認められる場合

当社取締役会は、買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものではないと認められる場合には、対抗措置の不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑥　株主意思の確認

当社取締役会は、上記⑤（イ）a.に該当する場合、及び、上記⑤（ア）に該当しかつ当社取締役会が必要と認める場合、対抗措置の発動の是非に関し株主の皆様の意思を確認するために、株主総会に対抗措置の発動の是非に関する議案を付議するものとします。

この場合、当社取締役会は、実務上可能な限り速やかに株主総会を開催します。また、対抗措置の発動の是非に関する株主総会の決議の概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑦　対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑤の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、（ア）買付者等が大規模買付け等を中止した場合又は（イ）対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑧　大規模買付け等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし、当社取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付け等を開始することはできないものとします。

⑨　対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記⑤に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが相当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記⑦に記載の通り、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。

⑩　本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、2018年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

(4) 上記（3）の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、本プランの設計に際し、以下の事項を考慮し織り込むことにより、本プランが基本方針に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

①　買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

②　当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するため、または当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、当社取締役会が、株主の皆様のために買付者等との交渉の機会を確保することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されているものです。

③　株主意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく大規模買付け等を行おうとする場合であって、かつ、当社取締役会の決議だけで対抗措置の発動を決議する場合を除き、買付者等による大規模買付け等に対する対抗措置の発動について株主の皆様の意思を直接確認するものです。

また、本プランの有効期間は、2018年6月開催予定の定時株主総会終結の時までですが、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、当該決議に従い変更又は廃止されることになります。従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様の意思が十分反映される仕組みとなっています。

④　合理的かつ客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

⑤　デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

連結計算書類

連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	第83期 2018年3月31日現在
資産の部	
流動資産	**19,771**
現金及び預金	3,395
受取手形及び売掛金	13,639
電子記録債権	8
仕掛品	1,994
原材料及び貯蔵品	117
その他	616
貸倒引当金	△0
固定資産	**6,452**
有形固定資産	**3,445**
建物及び構築物	2,331
その他	1,113
無形固定資産	**156**
投資その他の資産	**2,850**
投資有価証券	2,613
その他	276
貸倒引当金	△38
資産合計	**26,224**

科目	第83期 2018年3月31日現在
負債の部	
流動負債	**7,736**
支払手形及び買掛金	4,496
未払法人税等	652
前受金	713
受注損失引当金	315
製品保証引当金	112
役員賞与引当金	62
その他	1,383
固定負債	**445**
退職給付に係る負債	61
その他	383
負債合計	**8,181**
純資産の部	
株主資本	**17,370**
資本金	**810**
資本剰余金	**111**
利益剰余金	**17,044**
自己株式	**△594**
その他の包括利益累計額	**672**
その他有価証券評価差額金	**868**
繰延ヘッジ損益	**△14**
為替換算調整勘定	**△101**
退職給付に係る調整累計額	**△80**
純資産合計	**18,042**
負債及び純資産合計	**26,224**

（注）記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	第83期 2017年4月 1日から 2018年3月31日まで
売上高	**17,336**
売上原価	**12,859**
売上総利益	**4,477**
販売費及び一般管理費	2,969
営業利益	**1,507**
営業外収益	**192**
受取利息	7
受取配当金	56
雑収入	128
営業外費用	**54**
雑損失	54
経常利益	**1,645**
税金等調整前当期純利益	**1,645**
法人税、住民税及び事業税	617
法人税等調整額	△70
当期純利益	**1,098**
親会社株主に帰属する当期純利益	**1,098**

（注）記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書 （2017年4月1日から2018年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	810	111	16,209	△594	16,536
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△264		△264
親会社株主に帰属する当期純利益			1,098		1,098
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	834	△0	834
当期末残高	810	111	17,044	△594	17,370

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	726	△7	△81	△81	556	17,093
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△264
親会社株主に帰属する当期純利益						1,098
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	141	△6	△20	1	115	115
連結会計年度中の変動額合計	141	△6	△20	1	115	949
当期末残高	868	△14	△101	△80	672	18,042

（注）記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

計算書類

貸借対照表

（単位：百万円）

科目	第83期 2018年3月31日現在
資産の部	
流動資産	**19,005**
現金及び預金	3,197
受取手形	519
電子記録債権	8
売掛金	12,705
仕掛品	1,800
原材料及び貯蔵品	109
前渡金	119
前払費用	21
繰延税金資産	370
その他	152
貸倒引当金	△0
固定資産	**6,702**
有形固定資産	**3,142**
建物	1,746
構築物	432
機械装置	595
車両運搬具	4
工具器具備品	152
土地	175
リース資産	31
建設仮勘定	6
無形固定資産	**79**
施設利用権	6
ソフトウェア	71
ソフトウェア仮勘定	1
投資その他の資産	**3,480**
投資有価証券	2,613
関係会社株式	573
従業員に対する長期貸付金	7
長期前払費用	1
前払年金費用	68
投資不動産	71
その他	182
貸倒引当金	△38
資産合計	**25,708**

科目	第83期 2018年3月31日現在
負債の部	
流動負債	**7,359**
支払手形	1,510
買掛金	2,687
リース債務	12
未払金	517
未払費用	578
未払法人税等	620
前受金	713
預り金	38
前受収益	0
受注損失引当金	314
製品保証引当金	112
役員賞与引当金	55
その他	197
固定負債	**404**
リース債務	21
退職給付引当金	0
長期未払金	12
繰延税金負債	312
その他	57
負債合計	**7,764**
純資産の部	
株主資本	**17,089**
資本金	**810**
資本剰余金	**111**
資本準備金	28
その他資本剰余金	82
利益剰余金	**16,763**
利益準備金	202
その他利益剰余金	16,560
自己株式	**△594**
評価・換算差額等	**854**
その他有価証券評価差額金	**868**
繰延ヘッジ損益	**△14**
純資産合計	**17,943**
負債及び純資産合計	**25,708**

（注）記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

損益計算書

（単位：百万円）

科目	第83期 2017年4月 1日から 2018年3月31日まで
売上高	**16,698**
売上原価	**12,430**
売上総利益	**4,267**
販売費及び一般管理費	2,812
営業利益	**1,455**
営業外収益	**201**
受取利息	4
受取配当金	62
雑収入	133
営業外費用	**52**
雑損失	52
経常利益	**1,604**
税引前当期純利益	**1,604**
法人税、住民税及び事業税	584
法人税等調整額	△68
当期純利益	**1,087**

（注）記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書（2017年4月1日から2018年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金		
当期首残高	810	28	82	202	15,736	△594	16,266
当期変動額							
剰余金の配当					△264		△264
当期純利益					1,087		1,087
自己株式の取得						△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	–	–	–	–	823	△0	823
当期末残高	810	28	82	202	16,560	△594	17,089

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	726	△7	719	16,985
当期変動額				
剰余金の配当				△264
当期純利益				1,087
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	141	△6	134	134
当期変動額合計	141	△6	134	958
当期末残高	868	△14	854	17,943

（注）記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年5月14日

株式会社 電業社機械製作所
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　北川卓哉 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大屋浩孝 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社電業社機械製作所の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社電業社機械製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年5月14日

株式会社 電業社機械製作所
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　北 川 卓 哉 ㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　大 屋 浩 孝 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社電業社機械製作所の2017年4月1日から2018年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査方法及びその内容

（1）監査役会は、監査役会規則に準拠し、監査の方針、職務の分担等の監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査計画に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会及びコンプライアンス委員会に出席し、取締役及び使用人などからその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。そして、執行役員会議及び利益計画会議等の重要な会議の議事録、稟議書等の重要な決裁書類を閲覧し、本社、支店、三島事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等から内部統制システムの運用状況の報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

③ 財務報告の信頼性を確保するための体制（財務報告に係わる内部統制）については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

④ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針、同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

⑤ 子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

⑥ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及び、当該内部統制システムの運用状況の概要に関する事業報告については、指摘すべき事項は認められません。
財務報告に係わる内部統制については、本監査報告書作成時点において取締役等からは有効である旨、また、新日本有限責任監査法人からは開示すべき重要な不備は発見されていない旨の報告を受けております。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月15日

株式会社 電業社機械製作所　監査役会

常勤監査役　**塩崎　孝** ㊞
社外監査役　**住田知正** ㊞
社外監査役　**多田　修** ㊞

以　上

電業社ネットワーク

本社(東京)

三島事業所

国内子会社
・株式会社エコアドバンス(静岡県三島市)
・電業社工事株式会社(静岡県三島市)

株主総会会場ご案内図

会　場

東京都大田区大森北1丁目5番1号
株式会社 電業社機械製作所 本社会議室（大森駅東口ビルディング10階）
電話 03(3298)5115

交通のご案内

JR京浜東北線 **大 森 駅** ―― 下車 **徒歩3分**
中央口改札を出て、**東口**方面

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

FSC ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK